

静岡県教育委員会

議事録

平成 31 年度 第 1 回定例
4 月 2 日 (火)

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 31 年 4 月 2 日に教育委員会第 1 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|------|---------------------|---------|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 31 年 4 月 2 日 (火) | 開会 | 14 時 45 分 |
| | | | 閉会 | 15 時 25 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 | 木 苗 直 秀 | |
| | | 委 員 | 渡 邊 靖 乃 | |
| | | 委 員 | 藤 井 明 | |
| | | 委 員 | 加 藤 百合子 | |
| | | 委 員 | 伊 東 幸 宏 | |
| | | 委 員 | 小野澤 宏 時 | |

事務局 (説明員)	鈴 木 一 吉	教育部長
	松 井 和 子	教育監
	長 澤 由 哉	理事 (総括担当)
	木 野 雅 弘	参事兼財務課長
	堀 口 敬 記	教育総務課長
	中 山 雄 二	教育政策課長
	関 大 康	情報化推進室長
	増 田 三保子	人権教育推進室長
	中 川 好 広	福利課長
	宮 崎 文 秀	義務教育課長
	宮 澤 礼 子	幼児教育推進室長
	赤 堀 健 之	高校教育課長
	伊 賀 匡	特別支援教育課長
	山 下 英 作	社会教育課長
	名 雪 元	健康体育課長
	朝 倉 徹	全国高校総体推進室長
	西 山 義 則	静岡教育事務所長
	市 川 克 明	静岡西教育事務所長
	三 科 守	中央図書館長
	塩 崎 克 幸	総合教育センター所長
	赤 石 達 彦	焼津青少年の家所長
	鈴 木 由佳子	観音山少年自然の家所長
	稲 葉 明 彦	富士山麓山の村所長

4 その他

(1) 報告事項 1～3 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

今回の議事録の署名は、私のほか、藤井委員にお願いする。

報告事項1 平成31年度教育委員会事務局所属長等報告

- 教 育 長： 報告事項1「平成31年度教育委員会事務局所属長等報告」について、長澤理事より報告願う。
- 理 事： 教育委員会事務局各職員、社会教育施設等出先機関の所属長より、自己紹介をする。
- 各 所 属 長： <報告事項についての説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 藤 井 委 員： 総合教育センター所長から、通級指導教室のスタートブックについて話があったが、今回配布されているものは、日本人向けであると思うが、外国人で障害のある方については、統一的な対応というものはあるか。
- 特別支援教育課長： 体系的に対応しているということはないと思う。
- 藤 井 委 員： 今後、こういったニーズは増えてくると思うが。
- 教 育 長： 実際に発達障害の子どもは増えている。直接教育委員会の話というわけではないが、私が委員として参加している医療審議会で、検討課題として提出することも考えている。他に質疑等はあるか。
- 全 委 員： (特になし)
- 教 育 長： 報告事項1を了承する。

報告事項2 平成31年度静岡県公立高等学校入学者選抜結果の概要

- 教 育 長： 報告事項2「平成31年度公立高等学校入学者選抜の概要」について、赤堀高校教育課長より説明願う。
- 高校教育課長： <報告事項についての説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 藤 井 委 員： 学力検査の結果について、説明の内容は承知したが、昨年と今年で異なる点は何か。当然問題は異なると思うが、問題の中身の程度を調整した結果が点数に反映されたということか。
- 高校教育課長： 難易度は多少調整している。
- 渡 邊 委 員： 今回の報告には入っていないが、裁量枠で入学した生徒の内訳に関するデータはあるか。
- 教 育 部 長： 全てのデータは揃っていないため、裁量枠で入学した生徒の内訳と、私学の入学状況を参考までに後日報告する。
- 渡 邊 委 員： 少し気になっているのが、部活動で野球部やサッカー部といった裁量枠を取っている学校が多かったように思うが、男子生徒が裁量枠を使うことが多いとか、女子生徒の裁量枠がどのような傾向にあるのかといったことが分かれば、将来的に改善していく方法が見えてくると思う。
- 高校教育課長： 後日報告する。
- 加 藤 委 員： 直接今回の報告に関りはないが、学力検査の評価について、難しい問題と簡易な問題があつて、難しい問題を時間をかけて解いた子と、要領よく簡易な問題を解いた子が、点数の足し算のみで比較となる。県立学校では難しいということ承知しているが、偏差値の足し算で評価する

形も面白いのではないかと感じた。

藤井委員： 要領を度外視して、困難な問題に取り組むのも一つの個性であり、評価されても良いものだと思う。

渡邊委員： 受験テクニックで要領よく合格する生徒もいるが、そうではない生徒の才能をどうやって評価していくのかということを経験になってきた。今後の評価の仕方も考えていく必要があるように思う。

藤井委員： 私立では、合計点が基準に達していなくても、突出した何かがある場合合格としているケースもあるのではないかと感じる。

高校教育課長： 今回の学力検査についても、点数のみで合格の判定を行っているわけではない。ただ、偏差値の加点を入れるかどうかについては別の問題となる。

教育監： 基本的には、時間内に全て終了する問題を作成しているため、あまりそういった観点は入ってこない。ただし、解き方に関して言えば、面白い解き方をしている生徒は見受けられる。

藤井委員： 川根高校について、なにか特記事項はないか。

高校教育課長： 川根高校については、8人中6人ということで、主に関東からの生徒が中心となるが、その他にも、これまで川根留学とっていた圏域外からの生徒が増えてきている。それだけではなく、地元の中学からの出願率も上がっており、80名の枠で61名となった。昨年度は、41名ほどであったため、大幅に増えた形となった。

藤井委員： 増えた要因について、実質的に評価されるような内容が現実的にあったのか、単にPRの成果なのか分析できているか。

高校教育課長： PRも当然効果があったと思うが、寮だけではなく、無料の塾や海外研修の機会を設けるなど、川根本町が細かなメリットを前面に出した点も大きかったのではないかと感じる。

藤井委員： 学校としての特色をしっかりと打ち出すことが、長期的にやっていく上では絶対的に必要であると思う。

高校教育課長： 川根本町が、これだけの支援策を打ち出すというのは、支出の面から見てもかなり大きいものであり、本気度というものが伝わっているように思う。

藤井委員： その支出は人に対する投資であるため、それによって将来町全体がリターンを得られる構図になれば良い。

小野澤委員： 実際に受験生に対して、川根高校を選んだ理由というのは調査しているか。

高校教育課長： まだである。今後、合格した生徒達が川根高校で活動する中で、確認をしながら次につなげていきたい。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 報告事項2を了承する。

報告事項3 文部科学省「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検」静岡県公立学校の結果

教 育 長： 報告事項3「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果」について、赤堀高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

渡 邊 委 員： 小学校、中学校においても、学校の教職員が状況を毎日のように確認したりというような現状があるが、今後こういうことに対する調査や学校に登校できない子どもたちに対するフォローについて、様々な機関と協力していくなど、今後の方針といったものはあるか。

高校教育課長： 方針とは少し違うが、これまでも、小・中・高等学校それぞれ児童相談所とも連携する取り組みは行ってきており、今回の点検結果で情報共有は思ったよりできているのではないかという評価もある。

渡 邊 委 員： 思った以上にやっているという部分に関して、学校の先生方が本来授業の準備をする時間を使って安否確認に行ったり、電話連絡をしていたりという現状もあるため、今の状況を継続するのではなく、地域の方の手を借りるなどの対応策を考える必要もあるのではないかと思う。

教 育 部 長： 一定の期間だけ登校しなかった児童の面会をしても、その期間の安全確認しかできないため、あまり意味がない。継続的に子どもの安否確認をする体制を取らなければならない。健康福祉部は、教員にチェックリストを渡しており、服装の乱れや朝食の有無、隠し事をするといった点について、チェックがついたらすぐ通告するといった体制になっている。そのため、学校に来ている児童生徒については、先生方の意識も高く、早期発見に繋がっている。

問題は登校していない児童生徒で、これに対応するためにはかなりの人工が必要となり、継続的に対応していくのは非常に困難である。今回の点検は、千葉県の事件を受けて行ったが、これを継続的に行うのは、やはり困難であるため、何か手を打つ必要があるが、学校というよりも、地域などの力を借りなければ難しいと思う。5年前にも、全国一斉に所在不明な児童について調査を行っており、三歳児検診などに来ていない児童について、全て訪問をして確認するといった内容であったが、その際、本県は該当する児童は一桁であった。そこから考えると、今回の数字はかなり多いという気がするが、18歳の子どもたちで、不登校の子どもたちも含めて全部確認するということになれば、このぐらいの数字になっても致し方ないように思う。この点検の結果、重篤な虐待事案に結び付く情報は、静岡県教育委員会としては得ていない。

藤 井 委 員： 継続的にチェック、支援していくのは現実的に困難であるという点については理解したが、何年かに1回こういった調査をするといった仕組みはあるか。

教 育 部 長： ない。

藤 井 委 員： 何らかの事件が起こった際に調査を行い、実態が分かるということ自

体に違和感を感じる。何年かに1回はこういった調査を行い、実態を把握・対応をしていく必要があるのではないか。

教 育 部 長： 調査機関が終わってから会えなくなってしまう子どもが出てしまう可能性もあるため、どうやってフォローをしていくのかというのは大きな問題である。早期発見・対応は非常に重要であるため、藤井委員御発言のとおり、定期的にやれる方法があれば良いと思うが、どうしても負担は大きくなってしまう。

高 校 教 育 課 長： 今回の点検についても、他の調査よりも優先して行うよう国から指示があった。

藤 井 委 員： 児童相談所は、その機能・責任として、個別フォローを具に行う立場にあるか。

教 育 部 長： そうである。ただ、児童福祉法上の一義的な通告先は市町村となる。重篤な事案については、直接児童相談所に通告することとなるが、基本は、まず市町村の児童福祉部門に連絡が行く。ただ、市町村ごとの力にはかなり差がみられるため、その点においても課題となっている。

藤 井 委 員： いずれにしても、今後こういった調査について定期的に行うのか否かについては、はっきりと答えを出すべきである。このまま、事件に伴って1回だけ調査を行ったが、調査後は成り行きに任せるといった対応は、いかがなものか。

教 育 部 長： 面会できなかつた児童のうち、情報共有をできた案件については、児童相談所と連携して継続対応していく形になると思うが、定期的に調査を行うという点については、福祉サイドと相談をする必要がある。

小 野 澤 委 員： 先ほど説明に出てきたチェックリストには、どんな項目があるか。

教 育 部 長： 朝食をとっていない、昨日と同じ服装をしていないか、髪の毛に乱れはないか、体を隠す素振りはないかといった、多岐に渡る項目がある。

小 野 澤 委 員： 心拍数や興奮度合い、血糖値の測定による朝食の有無判断といった点について、身体的な部分については、先生方の負担を減らせる何かができるのではないかと感じた。

教 育 部 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： （特になし）

教 育 部 長： 報告事項3を了承する。

教 育 部 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成31年度第1回教育委員会定例会を閉会とする。